

# ASEAN 人権宣言 (2012)

## —採択の背景と今後の課題—

勝間 靖<sup>†</sup>

### *ASEAN Human Rights Declaration (2012):*

### The Background of Its Adoption and the Challenges Ahead

Yasushi Katsuma

The Heads of State or Government of the member states of the Association of Southeast Asian Nations (ASEAN) adopted the *ASEAN Human Rights Declaration* at the 21<sup>st</sup> Summit in November 2012. Since December 2008 when the *ASEAN Charter* entered into force, ASEAN has been an international institution with legal personality. Pursuant to the Article 14 of the Charter stating that “ASEAN shall establish an ASEAN human rights body,” the High Level Panel on an ASEAN human rights body drafted the Terms of Reference (TOR). In October 2009 when the TOR entered into force, the ASEAN Intergovernmental Commission on Human Rights (AICHR) was established. The AICHR drafted the *ASEAN Human Rights Declaration*, pursuant to the Article 4.2 of its TOR, which was later adopted at the 21<sup>st</sup> ASEAN Summit in 2012. This paper will review the background of the adoption of the *ASEAN Human Rights Declaration*, and discuss the challenges ahead for ASEAN, its member states and their civil society. As a reference document, *ASEAN Human Rights Declaration* has been translated into Japanese by the author, and its text is appended to this paper.

#### 1. 国際的な人権規範の形成

人権の国際的保障へ向けた仕組みの一つは、国際的な人権規範の形成である。世界的な人権規範の形成は、国連を基盤に進展してきた。第二次世界大戦後の1945年、戦勝した連合国の主導によって創設された国連の設立文書である『国連憲章』は、「平和と安全」の維持とともに、「人権と基本的自由」の尊重（1条3項）を国連の目的とした。しかし、『国連憲章』は、人権と基本的自由の具体的な内容を明確にしていない。そこで、国連の総会は、第68条を根拠として1946年に経済社会理事会に設置された人権委員会に対して、国際人権章典の起草を委ねた。

その成果として1948年に国連総会で採択された『世界人権宣言』は、国際共同宣言なので、国連加盟国を国際法上に拘束しない。その後、人権委員会は、国際法上に拘束力がある国際人権規約の起草を始めた。「市民的および政治的な権利」に関する『自由権規約』と、「経済的、社会的、および文化的な権利」に関する『社会権規約』という二つの国際人権条約が国連総会で採択されたのは1966

---

<sup>†</sup> 早稲田大学国際学術院大学院アジア太平洋研究科（国際関係学専攻）教務主任・教授、Associate Dean & Professor, International Studies Program, Graduate School of Asia-Pacific Studies (GSAPS), Faculty of International Research & Education, Waseda University.

年であった。以上の『世界人権宣言』、『自由権規約』および『社会権規約』とそれらの選択議定書からなる国際人権章典は、包括的な内容をもつ世界的な人権規範となっている。

以上のような世界的な人権規範に加えて、地域別の人権規範も並行して形成されてきた。地域別の人権規範は、地域的な国際機構を基盤として形成されている (Shelton 2008; 芹田 2006)。

欧州では、欧州審議会 (Council of Europe: 以下, CoE) を基盤とした地域別の人権規範が形成されている。『欧州人権条約』は、早くも 1953 年に発効した。欧州については、その地域別の人権規範の形成が国連を中心とした世界的な動きよりも先行している点で、際立っている。自由権を中心とする『欧州人権条約』は、14 の議定書の追加を通して、欧州地域の人権規範を形成してきた。また、CoE は、包括的な自由権に、社会権を中心とした『欧州社会憲章』を加えた。

米州では、米州機構 (Organization of American States: 以下, OAS) を基盤とした地域別の人権規範が形成されている。まず、国際共同宣言として、1945 年に『米州人権宣言』が採択された。その後、国際法上に拘束力がある『米州人権条約 (サンホセ規約)』が 1960 年代末期に採択され、1970 年代後半に発効している。さらに、1988 年には、『サンサルバドル社会権追加議定書』が採択されているが、現在まで未発効である。

アフリカにおいて地域別の人権規範が形成されたのは、1980 年代になってからである。1970 年代後半のウガンダ、中央アフリカ、赤道ギニアなどで発生した大規模な人権侵害を受けて、アフリカ統一機構 (Organization of African Unity: 以下, OAU) は、1981 年に『アフリカ人権憲章』を採択し、それが 5 年後に発効した。その後の 2002 年、OAU は、アフリカ連合 (African Union: 以下, AU) へと発展的に改組された。AU の設立目的として、「人および人民の権利の保護」が明記されている点は特筆すべきであろう。

中東と北アフリカを中心とするアラブ地域においては、アラブ連盟 (League of Arab States: 以下, LAS) が基盤となって、地域的な人権規範の形成が進められてきた。1968 年、テヘランで開催された世界人権会議に触発されて、アラブ人権委員会が設置された。そして、最初のアラブ人権会議が開催された。その後、アラブ人権委員会は人権憲章の作成に着手したが、LAS での合意は順調に形成されなかった。

他方、地理的な区分でないが、イスラーム諸国会議機構 (Organization of the Islamic Conference: 以下, OIC) は、人権規範の形成に貢献してきた。アジア、アラブ、アフリカ、南米などにまたがる加盟国から構成される OIC では、1990 年に『カイロ人権宣言』が採択された結果、アラブ地域を含んだ広域的な人権規範が形成されてきた。その後の 2011 年、OIC は、イスラーム協力機構 (Organisation of Islamic Cooperation) へと名称を変更した。

こうした動きに影響されて、1994 年、LAS は『アラブ人権憲章』を採択するに至った。その後、2004 年の改正を経て、ようやく 2008 年に発効した。しかし、女性の社会的地位や自由権の一部について、それぞれの締約国の国内法を優先させるなど、世界的な人権規範と調和していない部分があるという問題が指摘されている。

アジアにおいては、近年まで、地域別の人権規範についてほとんど進展がなかった。しかし、東南アジア諸国連合 (Association of Southeast Asian Nations: 以下, ASEAN) を地域的な国際機構とする『ASEAN 憲章』が 2007 年に採択された結果、ASEAN を基盤とした地域的な人権規範が形成され

表 1 国際的な人権規範が形成された時期

		1950年代	1960年代	1970年代	1980年代	1990年代	2000年代	2010年代
世界的				(1966 採択)	国際人権規約 (1976 発効)			
地域別	欧州	(1950 採択)	欧州人権条約 (1953 発効)					
	米州			(1969 採択)	米州人権条約 (1978 発効)			
	アフリカ				(1981 採択)	アフリカ人権憲章 (1986 発効)		
	アラブ					(1994 採択)	アラブ人権憲章 (2008 発効)	
	アジア							ASEAN 人権宣言 (2012 採択)
イスラーム諸国						カイロ人権宣言 (1990 採択)		

出所：筆者作成

てきた。そして、2012年11月には、『ASEAN 人権宣言』が採択されるに至ったのである。世界的および地域別の国際人権規範が形成された時期を整理すると、表1のようになる。

## 2. 『ASEAN 人権宣言』採択の背景

アジアにおいては、地域別の人権規範の形成がほとんど進んでこなかった。表1を見ても分かる通り、アジアだけが取り残されているとさえ言える。こうしたなか、国連の総会や人権理事会は、アジアにおける地域的な取組みを促す決議を繰り返し採択してきている。現在では、国連人権高等弁務官事務所（Office of the High Commissioner for Human Rights: 以下、OHCHR）が、バンコクに事務所を設置し、アジアにおける地域的な取組みを支援している。

しかし、そもそも、アジア全体には、欧州評議会や米州機構のような地域的な国際機構が存在していないという限界がある。そこで、ASEAN や南アジア地域協力連合（South Asian Association for Regional Cooperation: 以下、SAARC）など、アジアの一部を構成するサブ地域別の人権規範の形成が期待されている。

ASEAN における地域別の人権規範への取組みは、1990年代にさかのぼる。1993年6月にウィーンで開催された世界人権会議において、人権の普遍性を再確認する『ウィーン宣言と行動計画』が採択された。それを受けて、翌月にシンガポールで開かれた第26回 ASEAN 閣僚会議は、ASEAN として人権と基本的自由に取り組むことと、人権への共通アプローチを策定することについて、共同声明を出した。

この1993年のASEAN 共同声明が出された時は、まだ加盟国が6カ国（ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ）であった。しかし、その後、1995年にベトナム、1997年にラオスとミャンマー、1999年にカンボジアと4カ国が加わった結果、ASEAN 加盟国は合計10カ国となった。政治体制の違いもあって、ASEAN としての人権規範の形成が難しくなった。

また、本稿では詳しく触れないが、人権の普遍性を認めない『アジア的価値』論も根強く、人権の国際的保障そのものに対しても懐疑的な声があった。

しかし、その後、近年になって、アジア、とくに東南アジアにおいて、新たな展開がみられるようになった（Baik 2012; Nasu & Saul 2011）。まず、ASEAN は、2007年に採択された『ASEAN 憲章』が翌年の2008年12月に発効したことによって、国際法上の地域的な国際機構となった。この『ASEAN

憲章』は、前文、第1条、第2条、第14条などにおいて、人権と基本的自由の促進と保護を謳っており、ASEANというサブ地域における人権規範を形成する動きが再開されたのである。

次に、『ASEAN 憲章』の第14条は、ASEAN 人権組織（ASEAN human rights body）を設置することを規定している。2008年7月にシンガポールで開催された第41回 ASEAN 閣僚会議において任命された「ASEAN 人権組織に関するハイレベル・パネル」は、ASEAN 人権組織への『委託事項』（ASEAN 2011）の作成に着手した。

2009年にタイで開催された第15回 ASEAN 首脳会議では、この『委託事項』に基づき、「人権に関する ASEAN 政府間委員会（ASEAN Intergovernmental Commission on Human Right: AICHR）」（以下、ASEAN 人権委員会）が設置された。注目すべきは、ASEAN 人権委員会の重要な任務として、ASEAN 人権宣言の起草が明記されていることである（勝間 2011; Tan 2011）。

### 3. 『ASEAN 人権宣言』の今後の課題

ASEAN 人権委員会は、ASEAN 加盟国である10カ国それぞれが任命した委員10名によって構成される。『委託事項』の4条2項は ASEAN 人権宣言の起草を ASEAN 人権委員会に委託しており、それに基づき、ASEAN 人権委員会は起草のための作業部会を2010年に設置した。ASEAN 加盟国は2015年までに ASEAN 共同体を構築するという目標に向かって進んでおり、その文脈のなかで、2012年11月18日、カンボジアで開催された第21回 ASEAN 首脳会議において『ASEAN 人権宣言』が採択されたのである。

『ASEAN 人権宣言』の採択に伴って、2点の問題が指摘される。一つは、採択までの過程における市民社会との協議が不十分だった点である。もう一つは、『ASEAN 人権宣言』の内容そのものに関する点である。

第1の、草案作成の過程における市民社会との協議の不十分さについては、「人権と開発のためのアジア・フォーラム（Asian Forum for Human Rights and Development: 以下、Forum-Asia）」〔<http://www.forum-asia.org/>〕という NGO コンソーシアムによって何度も指摘されている（岡田 2013）。この NGO コンソーシアムは、発展への権利を含めたすべての人権の促進と保護を目的として、1991年にフィリピンのマニラに設立された。その後、1994年、タイのバンコクに地域事務局が設置されている。現在のところ、アジアにある47の NGO が加盟している。

Forum-Asia は、当初から、草案作成過程における透明性と、市民社会との協議を求めている。これに応じて、ASEAN 人権委員会は、2012年6月22日にクアラルンプールにおいて、9月12日にマニラにおいて、市民社会を代表する NGO と2回の協議をおこなった。第1回目の協議の場では、草案が配布されなかったため、NGO の側から ASEAN 人権委員会に対して具体的なコメントを提示できなかった。第2回目の9月の協議に際しては、6月23日付の ASEAN 人権宣言草案があったため、それに対して NGO 側からコメントがあった。しかし、その後、11月の採択までに、そうしたコメントを十分に反映させる時間的な余裕があったかどうかは疑問である。

他方、ASEAN 加盟国によっては、その国を代表する ASEAN 人権委員会の委員とその国の NGO との間で協議がおこなわれた場合もある。「ASEAN 人権メカニズムのための作業グループ（Working Group for an ASEAN Human Rights Mechanism）」〔<http://www.aseanhrmech.org/>〕は、1995年に、

アジア太平洋における法律職に関心をもつ団体と個人から構成される LAWASIA [http://lawasiamoot.org] の人権委員会によって設立された。マニラに地域事務局があるが、ASEAN 加盟国のいくつかにある国別の作業グループから構成される連盟となっている。カンボジア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイのそれぞれに、国別の ASEAN 人権メカニズムのための作業グループがある。そこには、政府機関の代表、議会の人権委員会、研究者、NGO などが参加しており、それぞれの国において ASEAN 人権メカニズムを推進してきた。たとえば、フィリピンにおいては、ASEAN 人権委員会のフィリピン出身の委員と NGO との協議が少なくとも 2 回にわたっておこなわれた。

一部の国においては市民社会との協議をおこなう努力が払われたものの、全般的にみると、草案作成過程における透明性と市民社会との協議の両方について、不十分であったという批判が強い。こうした事態を反映して、ナヴァネセム・ピレー (Navanethem Pillay) 国連人権高等弁務官は、『ASEAN 人権宣言』採択の 10 日ほど前、インドネシアのバリを訪問した際に、起草にもっと時間をかけて、市民社会と協議すべきと発言している (Pillay 2012)。

第 2 の問題点は、『ASEAN 人権宣言』の内容そのものに関するものである。採択の 2 日前に、人権理事会の特別手続き調整委員会が、「ASEAN 人権宣言は国際基準を維持すべきである」という公開書簡を出している (Human Rights Council 2012)。地域別の人権規範は、世界的な人権規範の基準を維持しながら、国連の人権システムを補完するものでなくてはならないと呼びかけている。まず、第 7 条との関連で、『ウィーン宣言と行動計画』の主要な原則の一つとして、政治的・経済的・文化的な制度の違いに関わらず、すべての人権と基本的自由を促進・保護する国家の義務を再是認すべきだと訴えている。そして、とくに、生命への権利などについて、国内の「法令によるもの」を除外するというような規定 (第 11 条) には問題があるであろう。また、「権利と義務との釣り合いをとる」といった表現 (第 6 条) は人権に馴染まないとい指摘している。さらに、「国家安全保障・公共秩序・公衆道徳」といった要件 (第 8 条) は、政府による恣意的な人権の制限につながりかねないという懸念を表明した。

以上のように、市民社会との協議と、『ASEAN 人権宣言』の内容そのものについて、いくつかの課題が残されている。2015 年までの ASEAN 共同体の構築という過程において、これまで以上に ASEAN の市民社会との協議を促進すると同時に、国連人権高等弁務官や国連人権理事会を含めた国連の人権組織との対話を開始することが重要であろう。

## 参考文献

- ASEAN, 勝間靖 (2011) 「人権に関する ASEAN 政府間委員会への委託事項」勝間靖編著『アジアの人権ガバナンス (アジア地域統合講座専門研究シリーズ第 1 巻)』勁草書房, 239-246 頁。
- 岡田仁子 (2013) 「アセアン人権宣言、採択される」『国際人権ひろば』107 号, 12 頁。
- 勝間靖 (2011) 「アジアにおける人権レジームの構築—グローバル人権規範の受容と ASEAN 人権委員会」勝間靖編著『アジアの人権ガバナンス (アジア地域統合講座専門研究シリーズ第 1 巻)』勁草書房, 5-22 頁。
- 芹田健太郎 (2006) 「地域的人権機関の役割と課題」芹田健太郎・棟居快行・薬師寺公夫・坂元茂樹編著『国際人権法と憲法』信山社, 415-436 頁。
- Baik, Tae-Ung (2012), *Emerging Regional Human Rights Systems in Asia*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Human Rights Council, Coordination Committee of the Special Procedures (2012 November 16), "ASEAN Human Rights Declaration should maintain international standards: An Open Letter from the Coordination Committee of the Special Procedures of the Human Rights Council on the draft ASEAN Human Rights Declaration (<http://www.ohchr.org/Documents/HRBodies/>)

SP/LetterASEAN\_Nov2012.doc)

- Nasu, Hitoshi & Ben Saul, eds. (2011), *Human Rights in the Asia-Pacific Region: Towards Institution Building*, New York: Routledge.
- Pillay, Navanethem (2012), "Statement by the High Commissioner for Human Rights at the Bali Democracy Forum," November 7 (<http://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=12752&LangID=E>)
- Shelton, Dinah L. (2008), *Regional Protection of Human Rights*, New York: Oxford University Press.
- Tan, Hsien-Li (2011), *The ASEAN Intergovernmental Commission on Human Rights: Institutionalising Human Rights in South-east Asia*, Cambridge: Cambridge University Press.

『ASEAN 人権宣言』(2012 年)

[訳者：勝間 靖]

私たち、東南アジア諸国連合(以下、「ASEAN」と呼ぶ)の加盟国、つまりブルネイ・ダルサラーム、カンボジア王国、インドネシア共和国、ラオス人民共和国、マレーシア、ミャンマー連邦共和国、フィリピン共和国、シンガポール共和国、タイ王国およびベトナム社会主義共和国の国家元首または政府の長は、カンボジアのプノンペンにおける第 21 回 ASEAN 首脳会議にさいして、

『ASEAN 憲章』において重要と記された ASEAN の目的と原則、とくに人権と基本的自由の尊重・促進・保護とともに、民主主義の原則、法の支配、良きガバナンスへの、私たちの厳守を再び是認し；

さらに、『世界人権宣言』、『国連憲章』、『ウィーン宣言と行動計画』、ASEAN 加盟国が締約国となっているその他の国際人権文書への、私たちの責務を再び是認し；

また、『ASEAN 地域における女性の地位向上に関する宣言』と『ASEAN 地域における女性に対する暴力の撤廃に関する宣言』を含む、人権を促進するうえでの ASEAN の努力の重要性を再び是認し；

この宣言が、地域における人権協力のための枠組みを設定し、ASEAN 共同体の構築プロセスへ貢献すると確信し；

以下のとおり、ここで宣言する：

一般原則

1. すべての人は、生まれながら自由で、尊厳と権利において平等である。人びとは、理性と良心を賦与されており、博愛の精神のもとで相互に接するべきである。
2. 人種、ジェンダー、年齢、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国家的または社会的な出自、経済的地位、出生、障害またはその他の状態といった、いかなる種類の区別なく、すべての人は、ここで示される権利と自由を有する。
3. すべての人は、法の前で、どこにいても、人として認められる権利をもつ。すべての人は、法の前で平等である。すべての人は、差別なく、法による同じ保護への権利を有する。
4. 女性、子ども、高齢者、障害をもつ人、移住労働者、脆弱で疎外されている集団の権利は、奪

うことのできない不可欠かつ不可分な、人権と基本的自由の一部である。

5. すべての人は、憲法または法令によって自分に与えられている権利が侵害される行為に関して、裁判所またはその他の権限のある当局による決定に基づき、効果的で執行可能な救済への権利をもつ。
6. 人権と基本的自由の享受については、人が他のすべての人や住んでいるコミュニティや社会への責任を有することから、対応する義務の履行と釣り合いがとられなくてはならない。人権と基本的自由を促進・保護することは、究極的に、すべての ASEAN 加盟国が一義的な責任を負う。
7. すべての人権は、普遍的で、不可分で、相互依存的で、相互関連的である。この宣言におけるすべての人権と基本的自由は、同じ根拠に基づき同じ重点をもって、公正で平等なかたちで扱われなくてはならない。同時に、人権の実現は、政治的・経済的・法的・社会的・文化的・歴史的・宗教的な背景の違いを考慮しながら、地域的および国内的な文脈において検討されなくてはならない。
8. すべての人の人権と基本的自由は、他の人の人権と基本的自由を考慮して行使される。人権と基本的自由の行使がそのような制限を受けるのは、他の人の人権と基本的自由の正当な認知を確保する目的のための法令として決定され、そして民主的な社会における人民の国家安全保障・公共秩序・公衆衛生・公衆安全・公衆道徳・一般福祉という正当な要件を満たすときのみである。
9. この宣言に含まれる人権と自由の実現においては、平等性・客観性・非選択性・非差別性・非対立性・二重基準と政治化の回避といった原則が、常に支持されるべきである。そうした実現の過程において、人民の参加、包摂性、説明責任の必要性が考慮される。

#### **市民のおよび政治的な権利**

10. ASEAN 加盟国は、『世界人権宣言』にあるすべての市民のおよび政治的な権利を是認する。とくに、ASEAN 加盟国は、以下の権利と基本的自由を是認する。
11. すべての人は、法令によって保護されるべき生来の生命への権利をもつ。いかなる人も、法令によるものを除いては、命を奪われるべきでない。
12. すべての人は、個人的な自由と安全への権利をもつ。いかなる人も、恣意的な逮捕・捜査・拘留・拉致、その他のいかなる自由の剥奪の対象とならない。



13. いかなる人も、あらゆる形態の隷属または奴隷として拘束されず、人間の臓器の取引を目的とするものを含め、人身売買や人身取引の対象とならない。
14. いかなる人も、拷問または、残酷・非人道的・侮辱的な待遇または罰の対象とならない。
15. すべての人は、各国の国境内において、移動と居住の自由への権利をもつ。すべての人は、本国を含めたどの国からでも出国する権利と、自分の国へ帰国する権利をもつ。
16. すべての人は、該当する国の法令と適用される国際協定に沿って、別の国において庇護を要請・享受する権利をもつ。
17. すべての人は、その人が合法的に取得した所有物について、本人のみまたは他の人びとと共同で、所有・処分・贈与する権利をもつ。いかなる人も、そうした資産を恣意的に剥奪されない。
18. すべての人は、法令によって定められたとおり、国籍への権利をもつ。いかなる人も、そうした国籍を恣意的に剥奪されたり、その国籍を変更する権利を否定されたりすることはない。
19. 社会の自然で基本的な単位としての家族は、社会とそれぞれの ASEAN 加盟国による保護を受ける資格がある。年齢を満たした男と女は、法令によって定められたとおり、本人の自由かつ完全な合意に基づき結婚すること、家族をつくること、そして婚姻を解消することへの権利をもつ。
20. (1) 犯罪で告訴されたすべての人は、被告人が反論する権利が保証された、権限のある独立した公平な法廷による、公正で公開された裁判における法に従って有罪と立証されるまで、無罪と推定される。  
(2) いかなる人も、国内法または国際法のもと、犯したときに犯罪を構成しなかった作為または不作為を理由として有罪にされない。また、いかなる人も、犯した当時の法令によって定められていた罪より厳しい罰を受けない。  
(3) いかなる人も、それぞれの ASEAN 加盟国の法令と刑事手続きに沿ってすでに有罪または無罪が確定している罪のために、再度にわたって裁判を受けて罰せられる法的責任はない。
21. すべての人は、個人のプライバシー、家族、自宅、または個人情報をふくむ通信文にかかわる恣意的な干渉、または名誉や評判の毀損から、自由となる権利をもつ。すべての人は、そうした干渉や毀損に対して、法令による保護への権利をもつ。
22. すべての人は、思想・良心・宗教の自由への権利をもつ。宗教や信条に基づくあらゆる形態の

不寛容・差別・憎悪の扇動は撤廃されなければならない。

23. すべての人は、干渉されずに意見をもつ自由と、口頭または書面またはその人が選択する他の媒体を通して情報を探求・受理・発信する自由を含めて、言論と表現の自由への権利をもつ。
24. すべての人は、平和的な集会の自由への権利をもつ。
25. (1) 自分の国の市民である人はみな、国の法令に沿って、直接的または民主的に選ばれた代表を通して間接的に、母国の政府に参加する権利をもつ。  
(2) すべての市民は、定期的かつ真正な選挙において投票する権利をもつ。その選挙は、国の法令に沿って、選挙民の意思の自由な表現を保証しながら、普遍的で平等な参政権と無記名投票によるべきである。

#### **経済的, 社会的, 文化的な権利**

26. ASEAN 加盟国は、『世界人権宣言』にあるすべての経済的・社会的・文化的な権利を是認する。とくに、ASEAN 加盟国は、次のことを是認する。
27. (1) すべての人は、仕事への権利、職業の自由な選択への権利、正当でディーセントで妥当な労働環境への権利、失業者への支援枠組みの利用への権利をもつ。  
(2) すべての人は、国の法令と規則に沿って、自分の利益を守るため、労働組合を設立する権利と、本人が選択する労働組合に参加する権利をもつ。  
(3) いかなる子どもや若者も、経済的・社会的な搾取の対象とならない。子どもや若者を、道徳と健康に有害、または生命に危険、または教育を含めて正常な発達を阻害するような仕事に雇用する者は、法令によって罰せられる。
28. すべての人は、自分自身とその家族のための、適正な生活水準への権利をもつ。それは以下を含む：
  - a. 適正で手ごろな食料、飢餓からの自由、安全で栄養のある食料の入手への権利；
  - b. 衣服への権利；
  - c. 適正で手ごろな住居への権利；
  - d. 医療ケアと必要な社会サービスへの権利；
  - e. 安全な飲料水と衛生への権利；
  - f. 安全で清潔で持続的な環境への権利。
29. (1) すべての人は、到達可能な最高水準の肉体的・精神的・リプロダクティブな健康を享受する権利、基礎的で手ごろな保健ケアサービスへの権利、医療施設を利用できる権利をもつ。

- (2) ASEAN 加盟国は、HIV/エイズを含めた感染症に苦しむ人びとのための予防・治療・ケア・支援において、汚名・沈黙・否定・差別を克服するにあたって優遇的な環境をつくる。
30. (1) すべての人は、尊厳あるきちんとした生活の手段を確保する一助として、社会保険があるところではそれを含む、社会保障への権利をもつ。  
(2) 国の法令と規則で定められた妥当な周産期にある母親には、特別の保護が与えられるべきである。そうした期間、仕事をする母親は、有給休暇か、適正な社会保障の手当を伴う休暇が与えられるべきである。  
(3) 母性と幼少の時期には、特別なケアと支援を受ける資格がある。すべての子どもは、既婚または未婚の母から生まれたかどうかを問わず、同様の社会保護を享受する。
31. (1) すべての人は、教育への権利をもつ。  
(2) 初等教育は、義務であり、すべての人に無償で提供される。中等教育は、いろいろな形態で、あらゆる適正な手段を通して、すべての人に提供される。技術・職業教育は、一般的に提供される。高等教育は、能力に基づき、すべての人に平等に提供される。  
(3) 教育は、人格と本人の尊厳の意識を完全に発達させることに向けられる。教育は、ASEAN 加盟国における人権と基本的自由の尊重を強化することになる。さらに、教育は、すべての人が、それぞれの社会に効果的に参加すること、あらゆる国と人種的・宗教的な集団の間で理解・寛容・友好を促進すること、平和の維持のための ASEAN の活動を高めることを可能にする。
32. すべての人は、個人または他者と共同で、文化的な生活に自由に参加する権利、芸術や科学的進歩とその応用の便益を享受する権利、自分が著作者であるあらゆる科学的・文学的・芸術的な制作から生じる、道徳的・物質的な利益の保護を享受する権利をもつ。
33. ASEAN 加盟国は、この宣言で認められた経済的・社会的・文化的な権利の完全な実現を漸進的に達成する観点から、個別のおよび、地域的・国際的な（とくに経済的・技術的）支援と協力を通して、利用できる資源を最大限に活用することに着手すべきである。
34. ASEAN 加盟国は、人権とそれぞれの国民経済の構造や資源を適切に考慮して、この宣言にみられる経済的・社会的な権利を非自国民に対してどの程度まで保証するかを決めることができる。

#### 発展への権利

35. 発展への権利は奪うことのできない人権であり、そのおかげで、ASEAN のすべての人間と人民は、経済的・社会的・文化的・政治的な発展において、公平かつ持続的に、参加・貢献・享受・受益する資格がある。発展への権利は、現在と将来の世代の開発および環境のニーズを公

平に満たすように実施されるべきである。開発はすべての人権の享受を促進し、そのために必要である一方、開発の欠如は、国際的に認められた人権の侵害を正当化するための引き合いに出されてはならない。

36. ASEAN 加盟国は、貧困の軽減、この宣言で認められたすべての人権を ASEAN 人民が公平に享受できるような環境の保護と持続性を含む情勢づくり、ASEAN 内における開発格差の漸進的な縮小を目的として、意義のある人間指向でジェンダー配慮された開発プログラムを採用すべきである。
37. ASEAN 加盟国は、発展への権利の実施には、国家レベルにおける効果的な開発政策と同様に、公平な経済関係、国際協力、良好な国際経済環境が必要とされることを認識している。ASEAN 諸国は、ASEAN 共同体づくりとその先の関連分野において、発展への権利の多面的な側面を主流化すべきである。そして、公平で持続的な開発、フェアトレードの実践、効果的な国際協力を促進するため、国際社会とともに活動する。

#### 平和への権利

38. ASEAN のすべての人と人民は、安全保障・安定・中立・自由に関する ASEAN の枠組みのなかで、平和を享受する権利をもち、それによって、この宣言で定められた権利が十分に実現される。この目的のため、ASEAN 加盟国は、地域における平和・調和・安定を推進するための友好と協力を増進し続けるべきである。

#### 人権の促進と保護における協力

39. ASEAN 加盟国は、人権と基本的自由の促進と保護について関心と責務を共有している。それは、『ASEAN 憲章』に沿って、とくに、国家間の相互協力と、関連した国家・地域・国際の制度または組織との協力をとおして実現される。
40. この宣言のどの部分も、ASEAN の目的と原則を損ねることを目的としたか、この宣言と ASEAN 加盟国が締約国である国際人権文書で定められた権利や基本的人権を破棄することを目的とした、あらゆる行為に関して、それを遂行する権利をどの国家・集団・個人に対しても示唆していると解釈されてはならない。

英語での原書一通のみのかたちで、本日 2012 年 11 月 18 日に、カンボジアのプノンペンにおいて、ASEAN 加盟国の国家元首または政府の長によって採択された。